

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第九章 平和擁護運動

第五節 朝鮮における戦争の勃発と平和擁護運動

平和擁護世界委員会書記局は、「平和を守る会」に対し、六月二日付でつぎのような手紙をよせた。

ストックホルム・アピールは広はん大な大衆を結集する機会を提供しています。日本はすでに一〇〇万人を含む平和委員会があり戦争の恐怖とくに長崎と広島原子爆弾を経験した七、八〇〇万の人口を持っています。だから私たちは日本には最高の署名獲得目標をおき、大きな割合の署名が得られるものと信じています、これは日本の平和委員会に大きな努力を要求するものです。しかしわたしたちはあなた方がこれにたじろぐものではないと信じます。この点にかんしての貴委員会の決定をできるだけ早く報告して下さい。われわれは日本の決定は最大の重要性をもつものと考えます。

つぎに長崎と広島市民から全世界の人民にあてたよびかけを先にお願ひしたことはお忘れではないと思います。長崎と広島青年から全世界にむけたアピールは世界民青連を通しわれわれの手に達しています。

原子兵器禁止のキャンペーンの部分的な成果だけでなく、署名の総数を貴国委員会に到着次第すぐ報告して下さい。世界大会では近いうちに、各国で集められた署名数を発表したいと思います。貴会からの情報を待っています。

このように、朝鮮に戦争が勃発する直前、世界平和擁護者は日本の運動にきわめて大きな期待をかけていた。そして日本の平和擁護運動も、参議院選挙戦や、労働運動、学生運動の昂揚によって大きく成長し、共産党中央委員会の公職追放、全国的な集会禁止などの緊迫した情勢に激しく抵抗していた。まさに、そのとき海峡をへだてた半島に戦端がひらかれたのである。

平和擁護世界委員会書記局会議は、ただちに朝鮮の事件に関する声明を採択した。国連安全保障理事会と各国政府に送られたこの声明には、つぎのように述べられている。

平和擁護世界委員会書記局は朝鮮における紛争のきわめて大きな危険を完全に認識し、また平和な住民に対して行われている爆撃による人命の犠牲と破壊が莫大なものとなっていることを憂う。書記局は安全保障理事会が朝鮮人民の意志を考慮し、つぎのような根本条件にもとずいて、この紛争の最後の解決の途を求めよう要求する。すなわち、軍事行動の停止、一般住民に対する爆撃の即時停止、全外国軍隊の退去、南北双方代表の意見聴取である。平和擁護世界委員会書記局は、これらの提案によって幾億万の男女の意志を表明し、また平和の維持を熱望している全世界の人民の意志を表明していることを確信しているものである。

一方、「国連軍」の主要基地と化した日本でも、戦争勃発一週間後の七月一日、平和運動全国代表者会議がひらかれ、つぎのような決議と運動方針が採択された。

決議

きのう、きょうの新聞をみて、平和の闘いが、どんなにさしせまって必要であるかということを考えない人があるだろうか。「はなばなしい戦果」だとか「何機撃墜」とか、日本人民が二度とふたたびこの耳にきこうとも思わず、言おうとも思っていなかった戦時中の言葉が、声たかだかと日本中にふりまかされている。原子爆弾が使われないという保証もないことがつたえられた。

いまこそ、平和を守る闘いが、とりもなおさず日本の全人民の運動をまもるための行動となってきた。女、子供、老人の生命を安全にし、正直な人々の日々の生業をまもるために平和投票を。日本人民は今日のアジアにおいて、世界の信義をあざむこうとしていないことを告げる原子爆弾使用禁止の署名を。平和のために投じられる一票は、あなたの家族一人の生命をまもる力となるであろう。

となりの人も、友達も、平和をのぞむあらゆる人々をさそい合せて投票しよう。

そして、村にも町にも工場にも学校にも病院にも、良心のある日本人民の生活の営まれているすべてのところに平和委員会がつくられなければならない。

一つの生命のあるところ、そこには平和投票を！

平和運動方針

一、ストックホルム・アピールへの署名運動にすべてを集中する。

一、つぎの点を自己批判し、今後の運動をより強力に発展させる。

1、平和運動はあらゆる民主団体の中心活動である。

2、「原子兵器禁止」が平和運動の綱領である。平和運動のなかへ政治的綱領をもちこみ、戦線の中をせばめ、目標をあいまい、無力なものにしていた欠点を克服する。

3、平和戦線と民主民族戦線の混合を是正する。平和戦線はもっとも巾ひろく、国民のほとんどすべてを包擁できるものである。民主民族戦線はそのなかに成長し、平和戦線の主力部隊となるようにする。

4、諸外国の運動にいつそうの注意をはらい、国際的に緊密に連契して共同活動を強化する。

5、パリの平和擁護世界委員会の指導に学んで、系統的に活動をつみあげる。変化する事態に追われて活動の場面を無原則的に変えてはならない。

一、当面の具体的方針

1、工場、経営、農村、町内、地区、地方で協力者を広汎に結集し、投票したすべての人を会員として平和委員会の結成に努力する。

2、投票は戸別訪問を中心とし、一戸のこらずどんなへんぴな村でも投票用紙をくばり、投票を集める。

3、知名人をかならずふくめ、子供、婦人、老人などにも活動の分野をあたえ、広汎な運動を組織する。

4、宣伝を強化し、戦争屋の意図と計画を暴露する。

5、原子兵器の残虐性を暴露し、これを禁止することが戦争を阻止し、国際間の紛争を解決する方向になることを宣伝する。

6、運動の経験、投票数などを刻々「平和を守る会」に報告し全国の運動の連絡を密にする。

7、文書活動を活発にし、運動の調整をはかる。

日本労働年鑑 第24集 1952年版
発行 1951年10月30日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
